

## 令和元年度 第1回 沼津市消費者教育推進地域協議会 議事録

### 【出席委員】

静岡大学教育学部 色川教授  
静岡県立沼津東高等学校 神田校長  
沼津市子ども会育成連絡協議会 大島氏  
沼津市消費生活サポーター 秋山氏、深見氏  
沼津市消費者協会 金崎会長  
沼津市商店街連盟 杉山理事((有)ワシントン靴店 代表取締役)  
沼津市自治会連合会 榊原会長  
沼津市民生委員児童委員協議会 桐澤会長  
静岡県弁護士会 渡邊弁護士  
静岡県司法書士会 築地司法書士  
学校教育課、生涯教育課、社会福祉課福祉企画室、長寿福祉課、障害福祉課、  
地域自治課 各職員

### 【事務局】

朝倉生活安心課長、小早川主査、山口副主任

### 【配布資料】

- ・次第(席次表、委員名簿、設置要綱、協議会概要及び会議予定、消費生活サポーター養成講座チラシを添付)
- ・資料 1-1「令和元年度消費者教育の取り組み方針について」
- ・資料 1-2「事業一覧」
- ・資料 1-3「令和元年度事業取組状況 集計結果取組状況集計結果」
- ・資料 2-1「計画策定スケジュール(案)」
- ・資料 2-2-1「現計画の体系」
- ・資料 2-2-2「第2次計画の体系イメージ案」
- ・資料 2-3-1「消費者教育に関する取組状況等の調査(調査票)～保育園・幼稚園・認定こども園～」
- ・資料 2-3-2「消費者教育に関する取組状況等の調査(調査票)～小学校～」
- ・資料 2-3-3「消費者教育に関する取組状況等の調査(調査票)～中学校～」
- ・資料 2-3-4「消費者教育に関する取組状況等の調査(調査票)～高等学校～」
- ・資料 2-3-5「消費者教育に関する取組状況等の調査(調査票)～高等専門学校～」
- ・沼津市消費者教育推進計画

## 1 開会

## 2 委員及び事務局職員紹介

事務局より委員紹介及び事務局職員紹介

## 3 会長・副会長選出

金崎委員の推薦により会長に色川委員を選出。

色川会長指名により副会長に神田委員、金崎委員を選出。

会長、副会長挨拶

## 4 講話「消費者教育の現状について」～色川 卓男 静岡大学教育学部教授～

色川会長より「消費者教育の現状」「なぜ消費者教育が求められているのか」について講話(15分)

議事進行を色川会長に委任

## 5 議事

(1)令和元年度消費者教育推進計画事業計画と取り組み状況・後半の取り組みについて

### <事務局>

それでは事務局より、消費者教育推進計画事業計画と取り組み状況・後半の取り組みについてということで説明させていただきます。資料1-1、「令和元年度消費者教育の取り組み方針について」が表紙になっているものをご覧ください。

まず、「1 消費者教育推進上の各主体事業数」ですが、事業の数としては全庁並びに関係主体より、62 の事業が消費者教育推進に関わる事業として報告を受けております。詳細については、2枚めくっていただくと、資料1-2「事業一覧」となっております。

こちらの表、ご覧いただきますと事業名があり、それらが重点目標1～5のどれに該当するかというのが「○」で表記されております。ご覧の通り、事業によっては複数の目標に掛かっており、これらを目標ごとに集計したものが、戻っていただくと「2消費者教育推進上の重点目標別の実施状況」になります。本協議会では、これまで重点目標毎に該当する事業の数も評価していることから、年度ごとの事業数を並べてみますと、事業数については昨年度からほぼ横ばいとなっております。

こちらの詳細については、資料1-3「事業取組状況」をご参照ください。

しかし、このすべてを説明すると膨大な時間がかかることから、例年にならい、本協議会では「3 令和元年度消費者教育における重点取り組み」として、特に推進していきたい取り組みを4つご説明いたします。

まず(1)消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約・発信ということで、こちらは重点目標1, 2, 5に当てはまるものです。例年実施しているところではありますが、各事業についての情報を消費生活センターで集約、ホームページやFacebook ページ、広報紙等各種媒体を活用して、広く情報発信を行っていきたいと考えており、こちらについては、随時情報発信を行っております。昨年も、広報紙を見てご相談に来られた方もいることから、しっかり行っていきたいと考えています。

また、この後の議事にもございますが、今後次期計画策定に向け、各事業の整理も進めていきたいと考えております。

その他、協議会内での連携ということでご報告しますと、昨年度に引き続き静岡県労働金庫沼津支店様、そして今年度は駅前のさんさんホール内で啓発リーフレット・チラシを配架していただいております。今後も「公共施設だけでなく、ここにも配架できるのでは？」ご意見・ご紹介いただけると幸いです。

年度後半については継続的な情報発信に努めると共に、記載しております「消費生活センター紹介チラシの配布」や「市作成の啓発リーフレットの有効活用(配架方法等)」等に着手しようと考えております。

2つ目は(2)高齢者見守りに向けた地域団体、地域包括支援センター等との連携強化ということで、こちらは重点目標3に当てはまるものですが、市内12ヶ所にある地域包括支援センターに対し、4月17日の運営会議にて悪質商法・詐欺等の発生に関する情報共有の強化と出前講座等啓発活動への協力を要請しました。7月末時点で13件訪問販売や押し買い等の情報共有した他、4件、出前講座の実施申請をいただき、高齢者本人だけでなく、実際に見守りに協力いただいているケアマネージャーの方の勉強会の中で、事例紹介をさせていただく等、今後も継続して連携を図りたいと考えています。

自治会・老人会・社会福祉協議会のみならず、7月末時点で8件申請をいただいております。昨年度同様のペースで申請をいただいております。なお、7月末時点での各出前講座の実施・申請状況については、1枚めくっていただくと「出前講座の実績・申請状況」となっております。申請時人数と実施人数は差が生じることから、あくまで参考ではありますが、現状、昨年度を超えるペースで依頼をいただいております。

年度後半においては、継続した連携・情報共有のほか、出前講座等で直接お話しできる機会に最新のトラブル事例を紹介できるよう、努めてまいります。また、今後お願いするところとしては自治会連合会様においては例年お願いしております、啓発チラシの組回覧や民生委員児童委員様においては一人暮らし高齢者の実態調査時の啓発チラシ配布等もございます。今後ご協力お願いいたします。

3つ目は(3)若年者に対する消費者教育の充実ということで、重点目標4に当てはまるものですが、本市の計画でも「高等学校における消費者教育に力を入れていく」と記載されていることから、本年度も力を入れていきたいと考えております。

本年度前半は、昨年度同様、小中学校の校長会やPTA、放課後児童クラブ支援委

員会において事業周知をするとともに、各高等学校・専門学校においては、各校へ個別連絡、訪問を通じて事業周知を行いました。

途中実績としまして、出前講座については7月末時点で昨年度に近い依頼をいただいております、いくつか検討中の高校・専門学校様もいらっしゃいます。

その他、本年は生涯学習課と連携しての2019高校生しゃべり場 in ぬまづにおいて、高校生らに消費生活センターの取り組みの紹介や、高等学校 PTA からの出前講座の依頼、授業で活用するため啓発リーフレットの提供依頼や DVD 貸出し依頼も新たに寄せられており、昨年度から学校に対する戸別訪問や事業周知に力をいれておりますが、少しずつ結果にも結びついている点もございます。

実際の講座実施はこれからですが、学校の信用を損なわないよう、しっかりと講座を実施するとともに、例えば年度前半で実際に本市が10代、20代からお受けした相談をふまえての事例紹介・情報提供等にも着手していきたいと考えています。

4つ目は(4)消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知として、重点目標5にあたりますが、こちらにつきましては、現在開催中の「消費生活サポーター養成講座」をご報告いたします。

表紙が次第となっている資料の最終ページに募集チラシを添付させていただきました。最終目標としては「地域の消費者教育・見守りの担い手の養成・相互連携」というところですが、まずは消費者トラブル、契約トラブルや悪質商法等について受講者に「学んで」いただく、そして得た知識を周囲の方に「伝えて」いただく、様々な立場の方とつながっていくことで地域の「見守り」につなげたい。こんな思いで企画をしたところ、先着60名で募集をしたところ、それを少し超える66名、中には自治会関係者や民生委員、福祉関係者等もあり、先日8月27日は市内のトラブル事例や、本協議会委員でもある渡邊様より「消費者を守る法律・契約の基礎知識」としてご講演も賜りました。次週9月3日には沼津警察署による「特殊詐欺の現状と対処法」そして消費生活相談員による「消費者トラブル気づきのポイント」を実施予定です。実際、サポーターとして登録していただける人数や、その中で例えば「地域の中で講師役もするよ!」という方がどれくらいいるのかは現時点では不明ですが、登録していただける方には積極的な情報発信やフォローを、そして次年度以降もこのような学びの場の提供ができればと考えております。

その他、例年のことではありますが、年度後半には消費生活展もございます。多くの来場者がいらっしゃるイベントですので、一人でも多くの方にブースに来ていただき、くらしに役立つ情報を持ち帰っていただくよう、掲示など工夫していきたいと考えています。

事務局からの説明は以上です。

<色川会長>

ありがとうございました。それではなにか、質問かご意見等あればお願いします。簡単なことでも良いと思います。

#### <大島委員>

私、沼子連という沼津市の子ども会関係から来たのですが、それとは別に小学生、高校生の子どもがいます。こういう場にきたことで、こういう内容を知ることができたのですが、出前講座とか、子ども会活動・PTA のこととか、来てもらえると本当に良いなと思うことが多々あります。買い物の仕方を教えたりとか、多々あります。そういうことをいっぱい教えてもらえると良いなと思うのですが、私がここで聞いたことを子ども会にもっていっても、年間計画で予定が決まっているから、そういう講座を組み込めないとか、学校行事は年間でほぼ決まっていることもあるので、こういうことを今ではなく来年度に向けて、もっと周知していけば、せっかくのことで広がっていくのにな、と思って見ていました。自分が聞いたから伝えることができるのですが、学校のことと言うと、周知方法というか、「こういう講座やっているよ」というのを、もっと1年前からお伝えすることができたら、きっと良いのにな、と思ったので、そういった対策を考えていただければ、考えていければと思いました。

#### <色川会長>

ありがとうございます。学校は確かに年度計画を立てているので、その通りだと思います。

#### <事務局>

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、学校は前年度のうちに次の年間カリキュラムを決めるというところがございます。我々の反省点として、年度がはじまってから各学校へ事業の周知に伺っていたというところで、例えば高校へお話をすると、「今だとちょっと遅いよ」と。「できれば秋口までにまた来てくれないか。そうしたら次の年間計画を考えるとときに議題にもあげるから」といったご意見もいただいております。ですので、9月10月くらいにですね、改めて事業の周知を各校へしていく必要があると考えておりますので、そこはぜひ実施したいと考えています。

#### <色川会長>

ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

#### <深見委員>

私は8月27日に消費生活サポーター養成講座を受けさせていただきました。協議会の委員になって3年目になるのですが、詳しい契約の仕方とか、そういうのはほとんど皆無、知りませんでした。でも、渡邊弁護士の話をお聴かせいただいて、通信販売がクーリング・オフできないこととか、テレビショッピングがこうだとか、すごくわかりやすく説明していただいたんですね。こういう講座をもっと一般向けにやっていただいて。私もすごく勉強になったことがいっぱいあって、ずっとメモしていたんですね。私にとっては良かったので、友達にも伝えたいと思いますけれど、もっともっとそういうね、スーッと入ってきたんですね。難しいことは何もわからない私ですけど、もっと身近に、こういうことはダメなんだなど。例えばお布団が一人暮らしの家に、羽毛布団が何セットもあるとそれはおかしいとか。そ

ということをもっと分かれば手がうてるな、ということも学ばせていただきました。

#### <色川会長>

「学んだことで、地域でも活動していただければ」というのが狙いだと思いますので。もちろん、学ぶ方を増やしたいですし、プラスアルファで見守ることも大事だと思います。

渡邊先生、講師をされていかがでしたか？

#### <渡邊委員>

深見委員から多少褒めていただき、私は少しビックリもしているのですけれど、時間も非常にタイトな状況の中で、話したいことはたくさんあったのですが、非常に早口になってですね、受講者の方にはむしろわかりにくかったのではないかなと。私の前に相談員の方が具体的な事例をもとに、どういう被害が市内で起きているか、生の事情をお聞きになられていたかと思うので、私はどちらかというところ「法律的に契約ってどういうものがあるのか」とか、消費者を守る法律について、先ほどお話にもあったクーリング・オフについて、また過量販売についてをお話し、消費者の方を保護する仕組みになっていることをお伝えした。ただ、基本的に被害にあってからですと、現実的にどう回復していくのか、流れをお話させていただいたところ。みなさん熱心に聞いていただいて、参加者もすごく多くですね。私自身ももっと工夫しても良かったかなと思っただけなんですけど、今回は定員を超える参加者がいらっやったということで、今後回数やどういった形で行っていくのかを検討していただくといいのかなと思っただけで、ましてや深見さんのように広めていただくということを考えれば、今後も参加者がある程度期待ができるのかなと思いますので。もちろん私もまた呼んでいただければ、ご協力させていただきますので、年間2回と言わず、何回か実施していただく方向でご検討いただければという風に思いました。

#### <色川会長>

そうですね。うまくいけば何回も。人が集められれば、渡邊先生だけではなく他の先生にも講師をしていただければ。

私から一点。「(2)高齢者見守りに向けた地域団体、地域包括支援センター等との連携強化」についてですが、以前も言ったかもしれませんが、7月末時点での実績で、出前講座4件申請とありますが、これをできれば分母を書くといいですね。地域包括支援センターの個所数を分母にする。分母を書くと、「そうか。これだけやられたんだな」と。全国的にはその方がわかりやすいかなと。細かな技術的な話ですけど。

#### <事務局>

確かに、今回の申請4件というのは、その内の2件は同じ第三・第四地域包括支援センターから高齢者向けとヘルパー向けでそれぞれやってくれないかと依頼がありましたので、そうしますと分母を個所するにすると3/12箇所になりますので、今後表記する際には気をつけたいと思います。ありがとうございます。

<色川会長>

その方が実績としてわかりやすいですね。ありがとうございます。その他ご意見はいかがでしょうか？

それでは、時間もありますので次に進ませていただきます。

議事(2)第2次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて、事務局から説明をお願いいたします。

(2)第2次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて

<事務局>

第2次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて、まず、本計画の策定に至る経緯についてご説明します。

計画策定に至る社会情勢としましては、高齢化・高度情報化が急速に進んできたこと、そして、消費生活が複雑化し、消費者トラブルも多様化・深刻化していること、更に、経済のグローバル化や大量生産・大量消費などの影響で、地球環境の変化が顕著にみられるようになったことなどが挙げられます。

このような社会情勢のなか、市民が安心して消費生活を送れるよう、正確な知識や判断力を身に付ける必要性や、将来の社会・経済・環境においても配慮した、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する必要性が増してきました。

このように消費者教育の重要度が高まっている状況において、平成24年12月に消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。

そこで、国においては「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の策定が義務付けられ、地方公共団体は、「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務となりました。これを受けまして、国は平成25年6月に基本方針を策定し、静岡県は平成26年3月に「静岡県消費者教育推進計画」を策定し、本市においては平成28年3月に「沼津市消費者教育推進計画」を策定しました。

その後、国におきましては、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、消費者教育の推進に関する実施状況を踏まえ、平成30年度から5年間を対象とした基本方針を定め、静岡県は平成30年3月に、4年間の「第2次静岡県消費者教育推進計画」を策定したところです。

本市におきましても、現計画の計画期間が来年度(令和2年度)までであることや、インターネット利用の拡大、多発している特殊詐欺、民法改正による成年年齢の引き下げなど消費者を取り巻く環境は変化し続けていること、本市における相談件数も増加傾向の兆しがみられることなどから、現計画を見直し、被害に遭わない、合理的意思決定のできる消費者、より良い市場や社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成をしていくため、第2次計画を策定してまいりたいと考えております。

今回、本協議会において議題とさせていただいておりますのは、消費者教育の推進に

関する法律第 10 条第 3 項および第 6 項により、「推進計画を策定・変更するときは消費者教育推進地域協議会の意見を聞かなければならない」、また、沼津市消費者教育推進地域協議会設置要綱第 2 条第 2 号に、所掌事務としまして「推進計画の策定及び変更に関して意見を述べること」との規定があることによるものです。

資料2-1をご覧ください。

計画策定のスケジュール案としましては、今年度 9 月頃に学校等へのアンケート調査を実施するとともに、今年度中に市民意識調査でのアンケートについて設問等を決定し、来年度 6 月～7 月に市民意識調査を実施し、その結果を踏まえて皆様のご意見を伺いながら計画案を作成し、パブリックコメントを経て来年度の 3 月中に策定したいと考えております。

次に計画の体系イメージ案について、ご説明します。資料2-2-1、2-2-2をご覧ください。

第 1 章は現計画と同様の項目ですが、第 2 章について現計画では、消費生活相談の状況や基礎調査の結果など、主に統計や調査結果となることから、第 2 次計画では巻末の資料に移動し、そこに第 2 章として第 1 次計画の取り組みと課題、第 3 章として基本方針と重点目標を追加しました。

第 4 章の消費者教育推進上の重点目標と具体的な取組は、現計画の第 3 章にあたる部分で、重点目標について詳細を掲載しようと考えております。この第 2 次計画のイメージ案は決定という訳ではなく、現時点での案ということで、追加や変更等はその都度検討してまいりたいと考えております。

次に、今年度実施を考えています、学校等へのアンケート調査についてご説明します。アンケート調査は、推進計画の基礎資料とするために前回の推進計画策定時にも実施しておりますが、第 2 次推進計画におきましても、消費者教育に関する取組状況及び課題等について把握し、計画策定に反映させるため、前回の推進計画策定時と同様に実施を考えております。

スケジュールとしましては、今年度に保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校までの、合わせて 107 の学校等を実施し、来年度に市民意識調査において 18 歳以上の市民に対して調査を実施しようと考えております。

今回の会議におきましては、今年度実施する学校等へのアンケート調査の実施や内容などについて、ご意見をいただければと考えております。

まずは資料2-3-1をご覧ください。

保育園・幼稚園・認定こども園のアンケート調査票になります。

1 ページ目に、調査の趣旨や文言の定義を掲載しております。

2 ページ目では設問 1 として、消費者教育の現状についてということで、各施設で実施



している消費者教育について、推進計画の重点領域別に質問しています。

設問 2 では、消費者教育を行っていく上での課題について、伺っています。

設問 3 では、消費生活センターに期待する役割、設問 4 ではその他として、消費生活センターに対する質問や要望等について伺っています。

保育園等につきましては以上ですが、小学校以上におきましても、ここまでは基本的に同じ内容です。

次に資料 2-3-2 をご覧ください。

小学校へのアンケート調査票となります。

3 ページの設問 5 からが、保育園等へのアンケート調査票からの追加の質問項目となりまして、設問 5 では、活用しやすい消費者教育用の教材や希望テーマなどについて伺っています。

設問 6 では、消費生活センターが実施している講座等について、知っているか、参加したことがあるかなどを伺っています。

設問 7 では、2022 年 4 月から成年年齢が引き下げられますが、その対策として何か実施しているか、設問 8 では、新学習指導要領が全面実施するにあたり、何か実施しているかを伺っています。

あと、資料 2-3-5 の高等専門学校におきましては、短大生の年代がいますので、設問 1 につきましては高校生期と成人期(特に若者)で別に記入するようになっております。

基本的には前回調査の設問から、7 番と 8 番を追加した形ですが、これらの設問に対して追加・変更などや、その他ご意見等ございましたらお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<色川会長>

ありがとうございました。それではご意見やご質問等ございましたらよろしくをお願いします。

<大島委員>

質問なのですが、このアンケートは対象者の誰宛に、保護者、教員、生徒ではないと思いますが、内容を見ているとすごく難しそう、例えば自分がもし見るとしたら保護者の立場で見てもすごく難しい質問をいっぱいされているなと思って見たのですが、このアンケートは誰を対象にしているのかなと疑問に思いました。

<事務局>

こちらは学校に送付させていただきまして、学校で回答いただきますので、保護者等では扱いません。

<色川会長>

他はいかがでしょうか。

<横山委員>

学校を対象にアンケートを実施するということですが、出前講座等の実績を見ると例えば地域包括支援センターですとか、障がい者施設にも消費者教育としてまわっている実績があるということで考えると、それらの個所にも教育に向けて教材の良し悪しとか、こういった教材を作り上げた方が良くということでも聞く方法が良いかと思うので、そういう実施をされれば良いかと思います。

<事務局>

ありがとうございます。出前講座で障がい者の施設にも実施しておりますので、そちらも調査の対象にはなるかと思うのですが、どこまで細かく調査するかというところで、今の時点では前回調査や他自治体の状況を踏まえ、比較的規模の大きい学校等についてアンケート調査を考えていたところです。

ただ調査をするにあたりましては、調査票を送付するやり方以外にも、規模の小さな施設につきましては個別に、例えば電話でお話を聞くようなこともできるかなと考えておりますので、その点については策定していく上で、必要に応じて柔軟に実施していきたいと考えています。

<色川会長>

基本的に学校メインになってしまう傾向というのはどの市町でもあるのですが、実際、実績は横山委員のおっしゃる通り、地域包括支援センターでもやっています。センターの宣伝の意味もこめて、何か調査された方が良いのではと、伺っていて思いました。調査票かどうかはともかく、手に入れた方がニーズの確認をするという意味でも大事ななと思います。

<事務局>

わかりました。

<色川会長>

他はいかがでしょうか？

<築地委員>

同じような内容になってしまいますが、高齢者の方の相談を受けておりますと、地域包括支援センターが関与しているケースが非常に多くあるかと思えます。また、地域包括支援センターの方とお話をさせていただきましても、高齢者トラブルに対して最前線とは言いませんけれども、非常に多く関与されている印象がありましたので、こちら学校向けの調査、ここまで細かくやる必要はどうかなどは思いますが、ニーズ調査という意味では非常に良い対象と言いますか、機会かと思えますのでぜひご検討いただければと思いま

す。

#### <事務局>

実際に地域包括支援センターとは、消費者トラブルの情報提供をいただきまして、当センターを通じて他の地域包括支援センターと共有することで被害の防止、こういうトラブルがこの地域で発生しましたという注意喚起をしたり、警察からの情報を地域包括支援センター提供したりと協力いただいておりますので、計画に反映するような調査をしていきたいと思います。

#### <会長>

ありがとうございました。他はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。一点気になるのは、学校向け、前回は細かかったんですけど、回収率はどうだったのでしょうか。これは全部返ってくるものなのでしょうか。

これだけ細かいと、書くのを嫌がるんじゃないかという気もしましてね。

#### <事務局>

前回、平成 26 年の9月から10月頃に調査をさせていただいているんですけど、保育所につきましては 64.5%、幼稚園につきましては 68.0%、小学校・中学校については 100.0%、高等学校につきましては 81.8%、平均すると 80.7%の回収率になっています。

#### <会長>

みなさん頑張ってくださいですね。少し大変かなと思います。

おそらく、学校に出しても、学校の中で教科にふったりしなければならぬところが出てきますので、成年年齢引き下げとかは厄介なところかもしれません。

神田先生、大丈夫ですかね。

#### <神田副会長>

学校としてお答えすべきであろうという部分と、これは家庭科の教員の意見を聞かなければわからないなということが両方あるので、そのように行なうかなと思います。

#### <色川会長>

そうするとむしろ家庭科の教員に答えてほしいと書いた方が良いですか？

#### <神田副会長>

現行の形でご検討いただければ、対応できない学校はないと思います。

高等学校は沼津市内の公立・私立が対象でしょうか？

<事務局>

そうです。

<神田副会長>

わかりました。

<色川会長>

他はいかがでしょうか。

今回は学校のアンケート結果も出てきていて、市民意識調査の設問内容も出てくるということで、注意していただきたいのが、市民意識調査の設問項目はできるだけいじらない方が良いと思います。パーセントの成果指標の評価が狂ってしまいますので。

少し文言が足りないなどか思ってしまう可能性もあるのですが、文言を変えてしまうと回答も変わってしまうので、申し訳ありませんがそのあたりはできるだけいじらない方向で考えていただく方が良いと思います。

<事務局>

わかりました。

<色川会長>

他はいかがでしょうか。

そうしましたら、ここまでということで第1回の協議会を終了としたいと思います。ご協力ありがとうございます。

<事務局>

色川会長、議事の進行ありがとうございました。

本日みなさまからいただいたご意見は、今後の取組に反映させるとともに、もし本日、ご発言し忘れたという方はですね、ぜひみなさま、協議会の場だけでなく、ご意見いただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後に事務連絡です。

次回の協議会については、現在、令和2年の2月下旬頃を予定しております。

内容としましては、今年度の取組内容の実績報告と、次期計画策定に向けた取り組み等について協議いただく予定です。

もう1点、ご連絡させていただきます。

本日口座振替依頼書をご提出いただきました委員の方には、委員報酬として、3,900円から所得税を引かせていただいた3,781円を後日口座に振り込ませていただきますのでご了承ください。

本日は、長時間にわたり、沼津市消費者教育推進計画についてご協議いただきましてありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉会いたします。

お気をつけてお帰りください。